

[事案 22-167]新契約無効請求（損害賠償請求）

・平成 23 年 12 月 21 日 裁定打切り

<事案の概要>

保険料を 5 年分前納した場合、払済保険に変更することで投資効果があると説明されて契約したが、虚偽の説明であったので、契約の無効を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

- (1) 募集人から、保険料を 5 年分前納した場合、一定期間経過後には、払済保険への変更ができ、解約返戻金が既払込保険料を上回る「投資効果ないし資金運用上の利点」があるとの説明を受け、これを重要な要素として、平成 16 年 8 月に、特別条件が付加された積立利率変動型終身保険に契約したが、その後、特別条件が付く場合には、払済保険への変更ができず、解約返戻金も少なくなることが分かった。
- (2) 特別条件の付加にあたって、払済保険への変更ができない旨および特別保険料には解約返戻金はない旨説明する義務があるところ、募集人よりその説明は受けていなかったの
で、特別条件が付加されなかった場合の解約返戻金を支払ってほしい。
もしくは契約を無効として、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

下記のとおり、募集人に説明義務違反はなく、申立人の請求には応じられない。

- (1) 特別保険料徴収法により割り増しされた部分の保険料について解約返戻金がないことは、約款に定めており、また、特別保険料徴収法が適用された場合に払済保険への変更の取扱いを行わないことは、「ご契約のしおり」および「特別条件のご説明」に記載している。
- (2) 本件契約は、役員死亡時の保障、および退職金の資金準備の目的で加入したものである。
- (3) 申立人から、払済保険への変更および解約返戻金が既払込保険料を上回る「投資効果ないし資金運用上の利点」があることが、契約の申込を判断するうえで重要な要素であるとして示された事実はない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された書面、申立人と募集人からの事情聴取の内容等に基づき審理した。審理の結果、下記理由により、本件は事実認定の面でも、法的評価の面においても非常に難しい案件と言わざるを得ず、本件の適正な解決は、裁判所の訴訟手続きにおいてなされるべきであるとの結論に到達し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条第 1 項 4 号により、その理由を明らかにして裁定手続きを打ち切ることとした。

- (1) 当時使用されていた「特別条件のご説明」には、払済保険への変更ができないことは記載されているものの、特別保険料に解約返戻金がないことは記載されていない。
- (2) 募集人の事情聴取によれば、募集人も、特別保険料には解約返戻金がないことや、払済

保険については説明しなかったことを認めているが、その理由は、加入の第一の目的が
役員の死亡時の保障にあったからと供述している。

- (3) 確かに、申立人の事務担当者が、特別保険料にも解約返戻金があると誤信して、申立契
約を申し込んだ可能性は否定できないが、本件の契約者は法人であり、個人消費者とは
全く異なる上、一般的に、保障を主たる目的とする生命保険において、特別保険料には
解約返戻金がないことが「特別条件のご説明」に記載されておらず、募集人も説明して
いないとしても、そのことが、債務不履行または不法行為に基づく損害賠償責任が発生
するような説明義務違反と評価できるかについては疑問がある。
- (4) 特別保険料に解約返戻金がないこと、特別条件が付された場合には払済保険に変更でき
ないことにつき「錯誤」が存在したとしても、それが保険契約を無効とするような「要
素の錯誤」と言えるかについては疑問がある。さらに、契約者が会社の場合、会社の事
務担当者に錯誤が存在したとしても、会社の代表者に錯誤が存在しない場合、会社に錯
誤が存在したとは評価することはできない。
- (5) 申立契約が投資目的で締結されている場合には、これを「要素の錯誤」と評価する余地
はある。この点につき、申立人は、投資目的であると主張し、そのことを間接的に窺わ
せるような証拠もあるが、他方、募集人は、平成14年1月頃に、申立人支社で、当時の
社長と面談した際、同社長から、運用目的では契約はしていない、と言われており、役
員の死亡時の保障と退職金の一部として提案した、と供述しており、申立人（会社）が
どのような目的で申立契約を締結したのかの認定が重要となる。